

別紙

【随意契約とする具体的事由について】

本業務は、設計施工一括発注方式（DB方式）による「市営住宅光星団地5号棟耐震改修ほか改善事業」（以下「当該事業」という。）の履行に関し、当該事業を受託した企業（以下「事業者」という。）が行う事業の内容が、要求水準（札幌市（以下「本市」という。）が要求水準書に基づき事業者に履行を求め水準を指したものであり、当該事業の事業者選定において、事業者が提出した提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、当該提案書による水準を指す）を満たすとともに、事業契約に基づき適正かつ確実に履行されていることを本市が確認するための支援を本市に対して行うことを目的とするものである。

事業者適切かつ確実に当該事業を履行させるためには、同種業務の業務経験を有することはもとより、事業者選定の過程において事業者から提示された要求水準に対する質疑事項や、個別対話や現場見学会にて直接事業者と対応する中で得た事業者の提案に含まれる意図や提案に至る経緯等を十分に理解した上で業務を進める必要があるが、このような知見がない事業者が本業務を行った場合、事業の円滑な進捗を阻害し、事業スケジュールに支障をきたす恐れがある。

一方、上記業者は、[当該事業の発注に必要とする関係書類の作成、契約締結までの事業者の選定手続きや当該事業の設計施工に伴う契約上の疑義等について、専門的な知識・知見に基づき助言等を行い、効率的かつ効果的な事業の推進に資すること]を目的として、令和4年度及び5年度で実施している「市営住宅光星団地5号棟耐震改修ほか改善事業アドバイザー業務」を、公募型企画競争の結果受託した業者であることから、同種業務の業務経験を有することはもちろん、前述した、当該事業の事業者選定の過程において、事業者との質疑応答や個別対話等にも直接的に関わる中で得た要求水準に対する事業者の提案の意図やそこに至る経緯等の知見を活用して効率的かつ効果的に本業務の履行が可能である。

そのため、本業務はアドバイザー業務の受託者である上記業者が行うのが最も適格である。

さらに、上記業者が本業務を行う場合、前提条件整理の労力、時間を大幅に省略・短縮でき、他の業者が行うに比べ経費の節約も図られることから、競争に付すよりも有利である。

以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付すことが不利と認められるとき。」に該当すると判断し、随意契約（特定）により調達することとしたい。